

広島県訓令第六号

本 庁  
地 方 機 関  
労働委員会事務局

不動産評価審議会規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

不動産評価審議会規程等の一部を改正する訓令

(不動産評価審議会規程の一部改正)

第一条 不動産評価審議会規程(昭和三十四年広島県訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「財政課長、財産管理課長及び営繕課長」を「財政課長及び財産管理課長」に改め、「土木局用地課長、都市局建築課長」を「土木局の用地課長、建築課長及び営繕課長」に改める。

第六条第二項中「財政課長、財産管理課長及び営繕課長並びに都市局建築課長」を「財政課長及び財産管理課長並びに土木局の建築課長及び営繕課長」に改める。

(地方公務員共済組合の業務に従事させる職員を定める訓令の一部改正)

第二条 地方公務員共済組合の業務に従事させる職員を定める訓令(昭和三十九年広島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第八号中「総務局営繕課」を「土木局営繕課」に改め、第九号中「財産管理課及び営繕課」を「及び財産管理課並びに土木局営繕課」に改める。

(特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部改正)

第三条 特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令(昭和五十九年広島県訓令第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「福祉課」を「広島支所福祉課」に改める。

第六条及び第七条中「保健所支所の保健課」を「保健所支所の保健課若しくは厚生保健課」に改める。

(市町村公共土木施設災害復旧事業成功認定事務取扱規程の一部改正)

第四条 市町村公共土木施設災害復旧事業成功認定事務取扱規程(昭和三十四年広島県訓令第十六号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「都 市 局」を削る。

第五条中「又は都市局」を削る。

(土木工事検査規程の一部改正)

第五条 土木工事検査規程(昭和四十六年広島県訓令第九号)の一部を次のように改正する。  
受訓先中「都 市 局」を削る。

第一条中「又は都市局」を削る。

(建築工事検査規程の一部改正)

第六条 建築工事検査規程(昭和五十二年広島県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「都 市 局」を「土 木 局」に改める。

第一条中「総務局及び都市局」を「総務局及び土木局」に改める。

第三条第二項及び第三項第一号中「総務局長又は都市局長」を「総務局長又は土木局長」に改め、同条第四項中「総務局長及び都市局長」を「総務局長及び土木局長」に改める。

第七条中「総務局長又は都市局長」を「総務局長又は土木局長」に改める。

第九条第二項中「総務局長及び都市局長」を「総務局長及び土木局長」に改める。

(土木工事監督規程の一部改正)

第七条 土木工事監督規程(平成元年広島県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「都 市 局」を削る。

第一条中「又は都市局」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。